平成２３年（フ）第１１１８号
埼玉県川口市大字小谷場427番地　グランドール馬場Ｂ―106号
債務者　星　　清
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１９号
埼玉県川口市大字小谷場427番地　グランドール馬場Ｂ―106号
債務者　星　　真吾
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２２号
埼玉県上尾市柏座２丁目９番13号
債務者　野家　　健
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４５号
さいたま市見沼区東大宮３丁目６番地４　砂団地30―708
債務者　小澤　照子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４３号
さいたま市南区辻４丁目16番11号　コーポシャトル202号
債務者　志賀　義弘
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２４号
埼玉県上尾市大字瓦葺2190番地33
債務者　山川　洋美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７３号
東京都板橋区高島平９丁目14番14―402号　第三高桐マンション
債務者　岩本　麻子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
埼玉県越谷市千間台西１丁目20番地８アパートメント小宮101
債務者　大神田優子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―１―102
債務者　金城　和美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
埼玉県所沢市東新井町295番地の19
債務者　岡崎　　実
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２５号
相模原市中央区千代田５丁目９番８号　ハイツアサヒ103号
債務者　田川めぐみ
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４２６号
相模原市中央区千代田２丁目２番１号　アップルズ
債務者　田中　八男（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４２７号
相模原市緑区西橋本４丁目９番79号
債務者　小黒　安子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４２８号
相模原市緑区西橋本４丁目９番79号
債務者　小黒　嘉明
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４３３号
相模原市中央区相模原６丁目24番５号　ヤマセビル301
債務者　渡部　梨乃
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６０号
静岡県伊東市川奈1313番地の51コーポ川奈102号
債務者　勝間田洋子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町３番６号　フラワーハイツ401号、前住所長野県塩尻市大字片丘6281番地２
債務者　原山　　勲
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係